

知って  
おきたい

# 暮らしとお金のいろいろは

第29回

**Q** 平成29年8月から老齢年金を受け取るための必要な加入期間が、10年あれば年金がもらえるようになると聞きました。仕組みや受給額などについて教えてください。

(60代女性)

**A** 老後の年金は25年の加入期間が必要でしたが、これからは10年間加入していれば受給できるようになります。ただし、保険料を納めていない期間がある場合は年金額の計算に反映されません。

日本の公的年金は、原則として20歳以上60歳未満で日本に住んでいる人は全て強制加入とされています。原則40年加入すると65歳から月額7万1000円の年金が受給できます。(平成28年度価額)

受給期間の短縮により現在60歳以上で無年金者の方も加入期間が10年ある場合には、施行日以降に年金が支給されます。例えば、過去に厚生年金に3年間、国民年金に7年間保険料を納付している場合などです。

該当される方は日本年金機構から年金請求手続きの案内が届きます。ただし、届かない場合でも受給できるケースもあるため、思い当たる方は、お近くの年金事務所か専門家に相談し、確認することをお勧めします。

## 年金受給額の試算方法

$$\text{満額} \times \frac{\text{加入期間}}{480\text{月}} = \text{年金受給額}$$

$$480\text{月} = 40\text{年}(20\text{歳から}60\text{歳まで}) \times 12\text{ヶ月}$$

- 20歳から60歳まで  
(40年間×12ヶ月=480月)  
保険料を納付された場合  
 $780,100\text{円} \times \frac{480\text{月}}{480\text{月}} = 780,100\text{円}$
- 25年間(25年間×12ヶ月=300月)  
保険料を納付された場合  
 $780,100\text{円} \times \frac{300\text{月}}{480\text{月}} = 487,600\text{円}$
- 10年間(10年間×12ヶ月=120月)  
保険料を納付された場合  
 $780,100\text{円} \times \frac{120\text{月}}{480\text{月}} = 195,000\text{円}$

2017年4月現在の税制税率に基づき作成しています。税制税率は将来変更される可能性がありますので、ご注意ください。また、個別の税務に関する取り扱いは、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

協力募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 大森 健一さん

独立系FP事務所(有)ファミリーライフクラモチ所属。AFP・住宅

ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。

募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 土浦市永国997-1 ☎0120-123005

